

1

地域福祉

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行、地域の相互扶助機能の低下に伴い、家族や地域のつながりが希薄化していく傾向にあり、高齢者の孤立などの問題が発生し、大きな社会問題となっています。

本市では、青梅市社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、青梅市社会福祉協議会と民生委員・児童委員、ボランティア団体等が連携し、地域に密着した幅広い活動を行っています。

また、青梅ボランティア・市民活動センターを通じて、ボランティアに関する相談、情報発信を行うなど福祉ボランティア活動の活性化を図っています。

今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、援助を必要とする高齢者や障害者などが増加し、地域における福祉ニーズはますます増大、多様化することが予想されます。

このため、相談支援体制の充実および多くの市民の福祉活動への参画を促進する必要があります。判断能力が十分でない認知症高齢者などの人権や財産を守る成年後見制度の普及・活用が課題となっています。

【基本方針】

全ての市民が住み慣れた地域の中で、安心して生き生きと健康に暮らし続けられるよう、市民一人ひとりの福祉意識を高め、青梅市の地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動、ボランティア活動の支援などを推進するとともに、青梅市社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

認知症高齢者などの権利を擁護するため、成年後見制度などの周知および啓発活動を推進します。

また、福祉施設等の配置については、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」の見直しを適時行い対応します。



お〜ちゃんフェスタ

※ノーマライゼーション：障害のある人もない人も、その尊厳と権利において平等であり、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指すこと。

※ユニバーサルデザイン：誰もが使いやすく、より快適な環境に設計されたデザインのこと。

【基本施策】

(1) 福祉意識の向上

学校での福祉教育や地域における啓発活動を推進し、ノーマライゼーション※の普及を図るとともに、青梅市社会福祉協議会と連携し、各種福祉サービスなどの情報提供の充実を図り、市民の福祉意識の高揚に努めます。

また、「青梅市地域福祉計画」にもとづき、誰もが住み慣れた地域で、安全に暮らせるよう、総合的な福祉施策を推進します。

(2) 地域福祉活動の促進

多様化し、増大する福祉ニーズに対応するため、地域福祉活動の中心である青梅市社会福祉協議会と連携の強化を図るとともに、福祉ボランティア団体など新たな福祉の担い手の育成に努めます。

また、地域福祉の向上のため、地域コミュニティとの連携に努めるとともに、民生委員・児童委員の適正配置と活動の充実を図ります。

(3) 権利擁護の推進

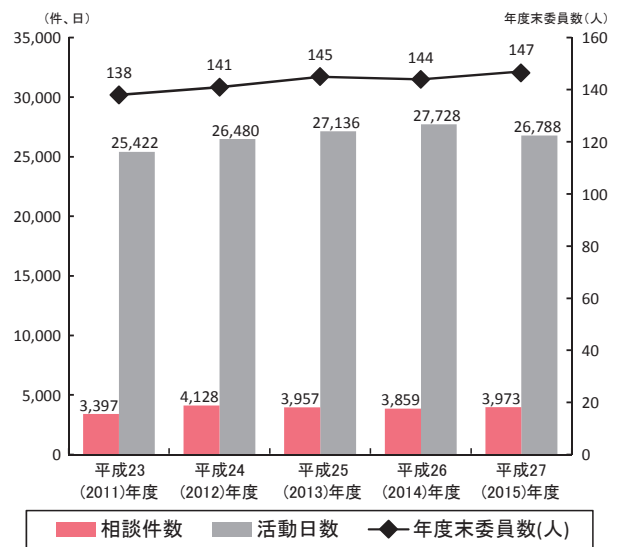
住み慣れた地域で、安全に暮らすために、認知症高齢者など判断能力が十分でない方の人権や財産を守る成年後見制度などを周知するとともに、青梅市社会福祉協議会が後見人等となる法人後見の利用の促進を図ります。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」により、公共建築物や公共交通施設、道路、公園、住宅などのバリアフリー化、歩道の設置と段差の解消など、人にやさしいユニバーサルデザイン※のまちづくりを促進します。

また、福祉マップを関係団体と協議しながら改訂し、ハンディキャップを持つ方の外出や交流の促進を図ります。

民生・児童委員の年間活動状況等



相談件数の内訳

(単位：件)

	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他
平成23年	2,601	118	422	256
平成24年	3,184	132	406	406
平成25年	3,081	71	416	389
平成26年	2,977	97	338	447
平成27年	2,936	167	344	526

2 高齢者福祉

【現状と課題】

本市における平成22(2010)年(国勢調査結果)の高齢化率(総人口に占める高齢者の割合)は、23.2%となっており、高齢者の増加とともに、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯も年々増加しています。

本市では、高齢者クラブをはじめ、高齢者の自主グループ、趣味・文化の団体などが活発に活動しています。また、青梅市シルバー人材センターなどを通じて、高齢者の能力や経験を生かした社会参加を支援するとともに、住み慣れた地域での生活を継続するための生活支援サービスなどの充実を図ってきました。特に、本市は高齢者福祉施設が多く立地しており、都内においても重要な役割を担っています。

今後の推計では、平成34(2022)年の高齢化率は31.6%となり、さらに、平成37(2025)年には、いわゆる団塊の世代が全て後期高齢者となるなど高齢化が一層進むことが予想されている中、元気高齢者の能力の活用や健康で生き生きと安心して地域で生活できるよう、介護予防事業や高齢者福祉サービスを維持・向上に努めながら、新たな課題やニーズに対応できる体制づくりに向け各種施策を展開する必要があります。

【基本方針】

高齢者が元気でいきがいを持ち、住み慣れた地域で、安全に暮らせるよう、健康づくりや就労、生涯学習、社会参加活動の取組を促進するとともに、相互連携を強化します。

また、福祉・介護保険サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携し、日常の見守り体制や災害時の支援体制など、地域全体で高齢者を支える体制の強化を図ります。



梅っこ体操を披露する介護予防リーダー

【基本施策】

(1) 元気高齢者のいきがづくりの促進

高齢者が気軽に趣味、スポーツ、レクリエーションなどを楽しめるよう、高齢者センター（福祉センター）、地域保健福祉センター、健康センター、各市民センターなどの利用を促進するとともに、老壮大学など生涯学習活動の充実に努めます。

また、高齢者の仲間づくり、いきがづくりなどの社会参加に向け、高齢者クラブ活動、地域コミュニティ活動、高齢者の能力を生かした就業の場や活躍する機会を支援します。

福祉センターについては、施設の改修など、適切な維持管理を図りながら、建替えについて検討します。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」にもとづき、地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉・介護の連携強化を図り、介護保険サービスの充実と円滑な実施を図ります。

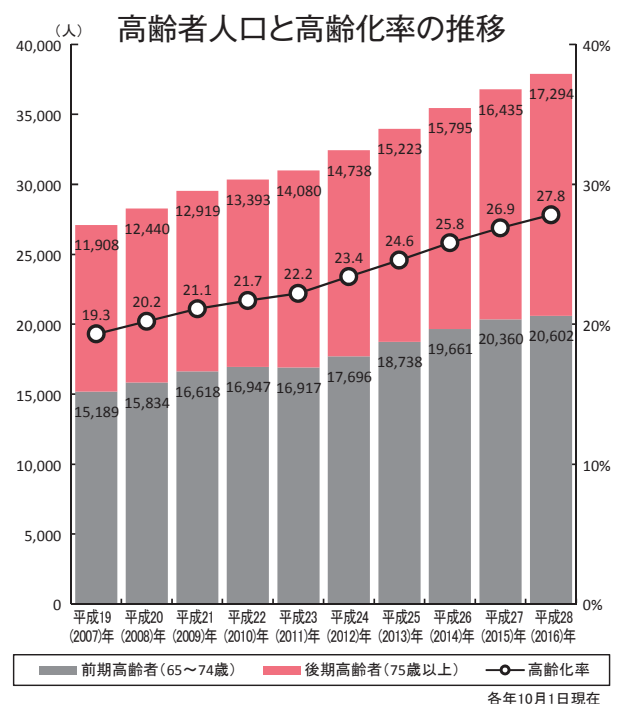
また、地域支援事業においては、要支援者等に対し、介護予防や生活支援サービスなどを総合的に提供する新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、多様なサービス体制の構築を図ります。

(3) 地域における支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域や、自らが選択した場所で、自立して生き生きと生活し続けられるよう、地域包括支援センターの機能強化を図りながら、医療、介護、予防、生活支援サービスなどが連携して一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

認知症に関する正しい理解の普及に努めるとともに、認知症の人やその家族への支援を図ります。

また、避難行動要支援者支援事業をはじめとする各種事業に加えて、地域や関係機関と連携し、高齢者等の安全確保に向けた地域全体で高齢者等を見守る高齢者等見守り支援ネットワークの構築を図ります。



3 障害者福祉

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で自立した生活を送り、安心して暮らせる社会の実現が求められています。

本市では、障害者の就労支援や日常生活支援を実施している青梅市自立センター、障害児の生活訓練などを実施している青梅市しろまえ児童学園を設置しています。また、平成23(2011)年に、障害者、その家族および障害者団体の拠点施設として、青梅市障がい者サポートセンターを開設し、相談支援事業のほか、地域活動支援センター事業などを実施しています。

また、障害者団体やボランティア団体を中心に、障害者と家族のスポーツ大会やレクリエーション、文化活動が展開されています。

平成27(2015)年には、「第4期青梅市障害者計画」と「第4期青梅市障害福祉計画」を策定し、障害者施策の基本理念や障害福祉サービスの提供体制の整備、施設利用者の支援、就労促進、経済的支援、移動手手段の確保などに努めています。

平成25(2013)年には障害者総合支援法が施行され、今後も法にもとづき障害福祉サービスの充実を図る必要があります。

さらに、平成28(2016)年には障害者差別解消法が施行され、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進する必要があります。

【基本方針】

障害者が社会の一員として、住み慣れた地域で、安心して生活を送るために、ノーマライゼーションの普及に努め、青梅市障がい者サポートセンターなどによる相談支援体制、障害者のニーズに対応した必要なサービスが提供できる障害福祉サービスなどの充実を図ります。

また、障害者の自立した生活や社会活動への参加を支援するとともに、関係機関との連携を図りながら、就労支援に努め、誰もがその人らしく暮らせる共生のまちづくりを進めます。



障がい者サポートセンター

【基本施策】

(1) 計画の推進・策定

現行の「青梅市障害者計画」と「青梅市障害福祉計画」にもとづき、障害者施策および障害福祉を推進するとともに、次期の計画を策定します。

障害者総合支援法の施行に伴い、制度内容の周知を図りながら、対象とする障害福祉サービスの充実や、支援体制の整備に努めます。

また、障害者や障害に対する市民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念を一層浸透させるため、学校での福祉教育や地域における啓発活動を推進します。

さらに、障害者差別解消法にもとづき、事業者等に対して、障害による不当な差別的取扱いの禁止などについて周知、啓発を図ります。

(2) 自立生活の支援

障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、青梅市障がい者サポートセンター事業や、障害福祉サービスの充実を図ります。

青梅市自立センターなどについては、利用者の多様化するニーズに応えるため、支援体制の強化を図ります。

また、障害者の地域生活を支援するため、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に照らし合わせながらグループホームなどの充実を図ります。

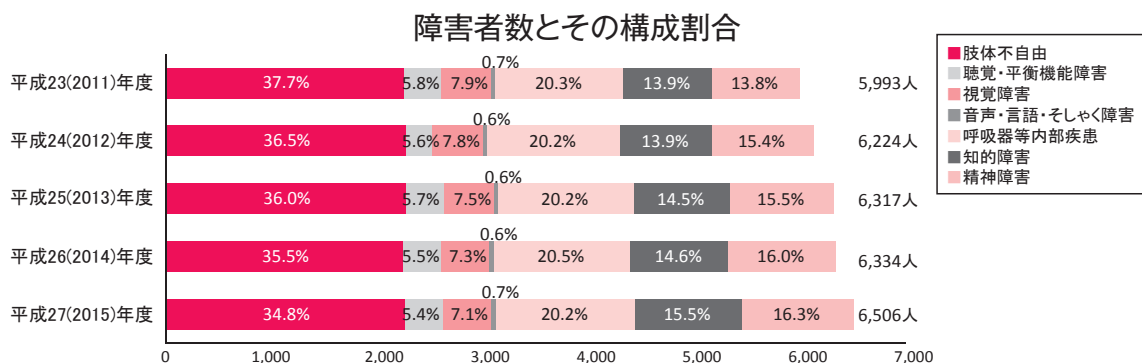
(3) 社会参加の促進

障害者就労支援センター事業を充実するとともに、ハローワーク青梅、企業や福祉施設と連携し、障害者の就労促進を図ります。

また、青梅市社会福祉協議会、障害者団体やボランティア団体などと連携し、障害者やその家族が参加する文化・スポーツ・レクリエーション活動などを支援します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けては、障害者スポーツをこれまで以上に支援するとともに、共生社会の実現を目指す取組を推進します。

さらに、福祉バスの運行や福祉有償運送事業の充実を図り、公共交通機関での移動が困難な障害者などの社会参加を促進します。



4 ひとり親福祉

【現状と課題】

近年、離婚の増加などにより、ひとり親家庭が増加しており、子育てと仕事の両立や子育て自体への負担が大きく、精神的・経済的に不安定な状況も見られます。

平成26(2014)年に母子及び父子並びに寡婦福祉法が施行され、ひとり親家庭の母子家庭に加え、父子家庭も支援の対象となり、支援の対象が広がりました。

本市では、子ども家庭支援センターや母子・父子自立支援員による相談対応をはじめ、児童扶養手当などの公的保障制度による経済的支援、ホームヘルプサービスなど福祉サービスの提供、ハローワーク青梅と連携した自立支援プログラムの実施などひとり親家庭への支援に努めています。

今後も、公的保障制度による経済的支援とともに、自立に向けた就労支援体制の充実、福祉サービスの提供などひとり親家庭への支援を図る必要があります。

【基本方針】

ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立を促進するため、子育て、教育、就労などを支援するための相談体制の充実を図ります。また、関係機関との連携による就労支援体制などの充実を図り、安心して働ける環境づくりに努めます。

【基本施策】

(1) 自立への支援

公的保障制度の周知や利用の促進と、ハローワーク青梅などと連携した自立支援を図りながら、経済的支援に努めます。

また、日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対する福祉サービスの提供などを図り、安心して働ける環境づくりに努めます。

(2) 相談・連携体制の充実

様々な問題や悩みを抱えるひとり親家庭の不安を解消するため、子ども家庭支援センターや母子・父子自立支援員と関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

5 生活保護

【現状と課題】

生活保護制度は、生活に困窮する全ての人に対し、最低限の生活を保障するとともに、自立を助長するための制度であり、近年、社会経済情勢の変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

本市の状況を見ると、平成28(2016)年3月末の被保護世帯数は2,004世帯、保護人員は2,813人で、高齢化の影響により高齢者世帯、雇用情勢の悪化により仕事に就くことができないその他の世帯が年々増加しています。

平成27(2015)年には生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の第二のセーフティネットとして生活困窮者に対する支援を図り、生活保護に頼らないようにすることが課題となっています。

今後は、援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の適切な運用を図るとともに、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、生活保護世帯の自立に向けた支援を進めていく必要があります。

【基本方針】

生活に困窮した市民に対する生活保護に関する様々な相談や必要とする福祉施策などを活用するために、実施体制を強化し、適正な実施に努めます。また、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた施策を推進します。

【基本施策】

(1) 実施体制の充実と適正実施

援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の適切な運用を図るとともに、関係機関と連携し、各種福祉施策などの活用や相談・支援体制の充実など実施体制の強化を図ります。

(2) 生活自立への支援

ハローワーク青梅、民生委員・児童委員や青梅市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、あらゆる福祉サービスを活用し、自立に向けたきめ細やかな支援を推進します。

また、生活保護に至っていない生活困窮者に対して包括的な支援を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援します。

6 社会保障

【現状と課題】

国民健康保険制度は、疾病や負傷等の際に安心して医療を受けられるよう、被保険者が支え合う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

高齢化や医療技術の高度化等により医療費は増加の傾向にある一方、雇用情勢の悪化、景気の低迷などにより国民健康保険の財政を取り巻く状況は厳しくなっています。国による制度改正により、平成30(2018)年度から保険者の広域化などが実施されることを踏まえ適切に対応を進めるとともに、特定健康診査・特定保健指導の推進による医療費の抑制に努めるなど、財政基盤の強化に向けた施策を推進する必要があります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上(障害認定65歳以上)を対象に、東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、医療給付を行っています。

本市は、多数の高齢者福祉施設が立地することから、市の医療費負担が大きくなっており、今後の制度改正の動向も踏まえながら、療養給付についての財政負担の不均衡是正を要望していく必要があります。

介護保険制度は、平成12(2000)年に要介護者を社会全体で支える仕組みとして導入され、現在、平成27(2015)年度を初年度とする第6期の計画期間となっています。

本市の状況を見ると、要介護等認定者数は、制度発足当時の平成12(2000)年度から約3.2倍となっています。このため、介護給付費および介護保険料の基準月額も増大しており、今後の高齢化の進行に伴い、更に増大することが見込まれます。

国は、持続可能な介護保険制度の確立に向け、医療と介護の連携強化、地域包括ケアシステムの構築、費用負担の公平化等を進めることとしています。

今後は、予防事業の強化・効率化を図るなど介護給付等の抑制に努めながら、介護サービスの多様化による充実を図るとともに、認定からサービス利用に至る体制の強化を図り、介護保険事業の適切な運営に努める必要があります。

国民年金制度は、老後の収入を保障し、健全な国民生活の維持を図ることを目的としており、世代を超えた必要不可欠な制度です。

今後、少子高齢化の進行が見込まれる中、国民年金制度の果たす役割はますます大きなものとなることが予想されることから、日本年金機構と連携し、国民年金制度に対する市民の理解を深めていく必要があります。

【基本方針】

国民健康保険制度については、適正な保険税の賦課と収納率の向上を図るとともに、健康増進、特定健康診査・特定保健指導の推進、ジェネリック医薬品※の利用を促進するなどにより、医療費の抑制を図り、健全な運営に努めます。

後期高齢者医療制度については、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑で安定的な制度運営に努めます。

介護保険制度については、住み慣れた地域で、安心して、介護サービスや介護予防サービスを受けられるよう、サービスの提供基盤の充実を図りながら、健全な運営に努めます。

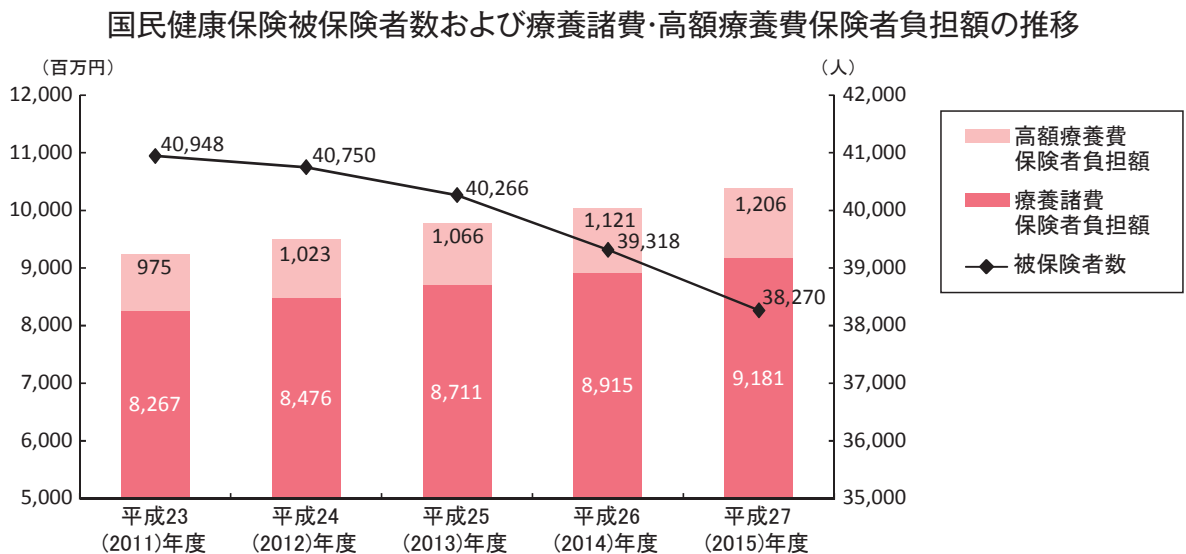
国民年金制度については、関係機関との連携に努めるとともに、制度の意義や役割などの普及啓発を図ります。

【基本施策】

(1) 国民健康保険制度の健全運営

国の方針により作成した「青梅市国民健康保険データヘルス計画書」にもとづく保健事業を実施し、被保険者の健康づくりの促進や特定健康診査の受診率および特定保健指導の実施率の向上を図り、被保険者の健康増進、医療費の抑制を推進します。また、制度の仕組みについての周知、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費の適正化に努めます。

国民健康保険財政の安定のため、国民健康保険税の適正な賦課に努め、収納率の向上に努めます。

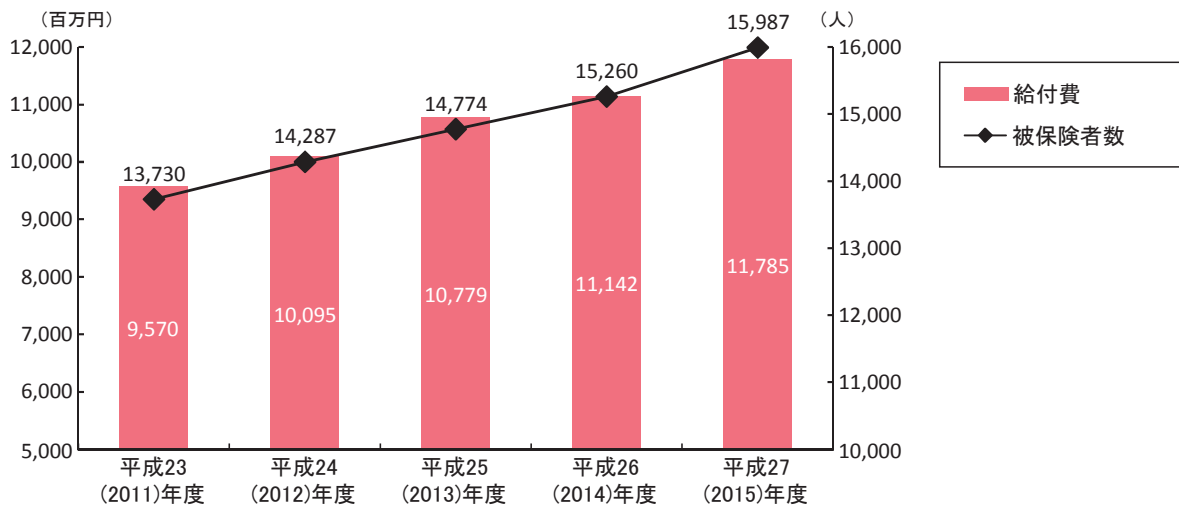


※ジェネリック医薬品：後発医薬品のこと。後発医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっています。

(2) 後期高齢者医療制度の健全運営

東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑で安定的な制度運営を図るとともに、東京都後期高齢者医療広域連合に対して、療養給付費についての財政負担の不均衡是正を働き掛けます。

後期高齢者医療被保険者数および給付費の推移



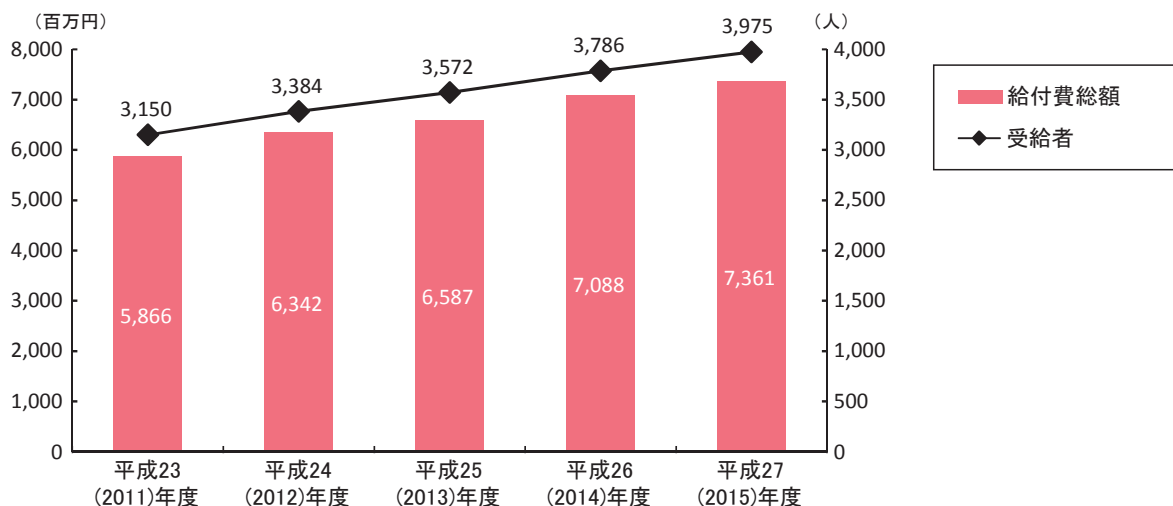
(3) 介護保険制度の健全運営

「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」は、3年ごとに見直し、計画にもとづき、地域密着型サービスなど、介護保険サービスの充実を図ります。

更なる高齢化の進展を踏まえ、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施により介護予防を強化するとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

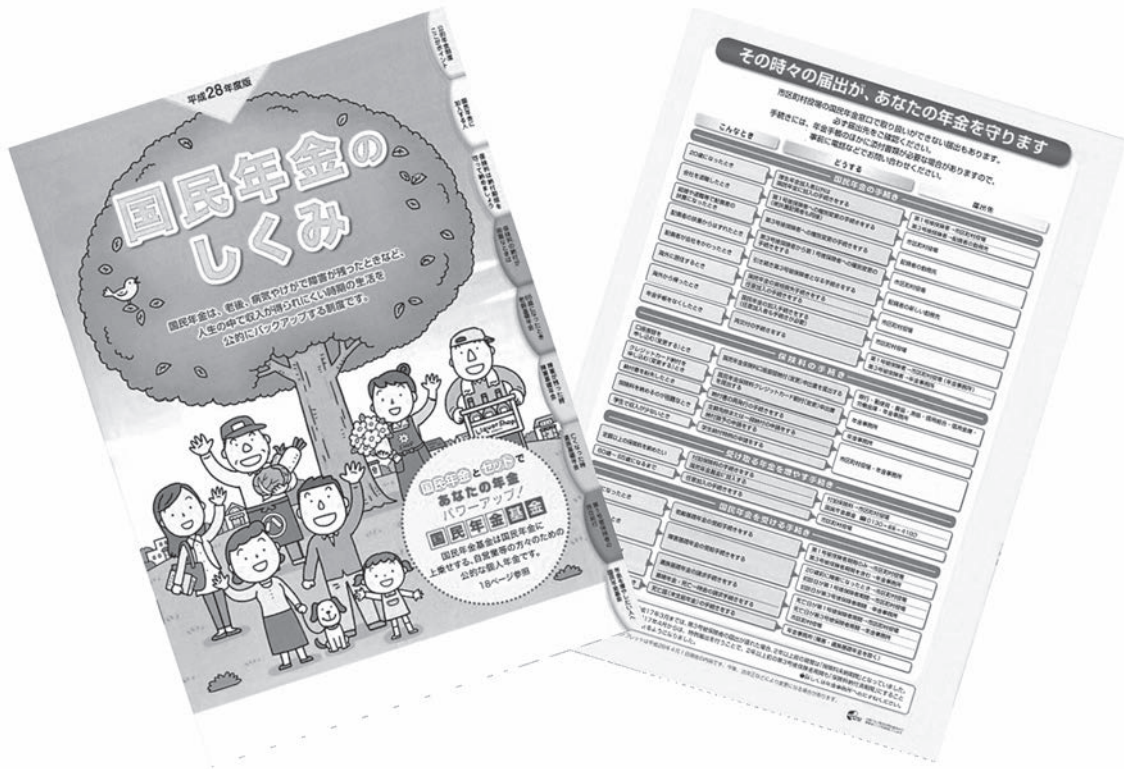
また、介護サービスの質の向上を図る給付の適正化、事業所への指導、公正公平な要介護認定、介護保険料の適正な賦課・徴収などに取り組み、介護保険制度の健全な運営に努めます。

介護保険サービス受給者数および給付費総額の推移



(4) 国民年金制度の啓発・周知

日本年金機構をはじめ関係機関と連携し、広報紙、ホームページなどを通じて、国民年金制度の意義や役割についての情報提供の充実を図ります。



周知パンフレット



特定保健指導(左:ストレッチ・ヨガ教室、右:歌やせ教室)